

【玉野市国民健康保険料減免制度】

災害その他の理由で生活が著しく困窮したため国民健康保険料の支払いが困難な方を対象に、下表の通り減免制度が設けられています。

① 災害等による減免

(損害の程度)	(前年中の所得)	(減免割合)
損害の程度が3／10以上 5／10未満の場合	前年中の合計所得が500万円以下の場合	50%
	〃 500万円を超え750万円以下の場合	25%
	〃 750万円を超え1,000万円以下の場合	12.5%
損害の程度が5／10以上の場合	前年中の合計所得が500万円以下の場合	100%
	〃 500万円を超え750万円以下の場合	50%
	〃 750万円を超え1,000万円以下の場合	25%

② 失業、疾病等による減免

(前年中所得)	(前年中所得と当該年所得との減少割合)	(所得割の減免割合)
前年中の合計所得が200万円 以下の場合	前年中所得の3／10を超え5／10以下の場合	50%
	〃 3／10以下の場合	100%
前年中の合計所得が200万円 を超え300万円以下の場合	前年中所得の3／10を超え5／10以下の場合	25%
	〃 3／10以下の場合	50%
前年中の合計所得が300万円 を超え400万円以下の場合	前年中所得の3／10を超え5／10以下の場合	12.5%
	〃 3／10以下の場合	25%

※減免要件を満たしていた場合でも、資力等の状況によっては、減免が適用されない場合があります。

③ 拘禁による減免

拘禁された期間について	全額免除
-------------	------

④ 公の扶助を受ける者に対する減免

i)生活保護受給世帯の減免	保護を受けることになった日の属する年度の所得割を100%減免、均等割、平等割を40%減免 (5割・7割軽減適用の場合を除く)
ii)就学援助を受ける者の属する世帯の減免	就学援助を受けている年度の均等割、平等割を40%減免 (5割・7割軽減適用の場合を除く)
iii)児童扶養手当を受ける者の属する世帯の減免	児童扶養手当を受けている年度の均等割、平等割を40%減免 (5割・7割軽減適用の場合を除く)

⑤ 低所得による生活困窮に対する減免

保険料負担が大きい世帯を対象とした減免 (基準総所得に対する保険料の負担率が20%以上の世帯)	保険料のうち、基準総所得の20%を超える部分についてその1／4を減免 ただし、所得割額を限度とする。 (保険料－基準総所得×20%)×1／4 (他に法定軽減適用の場合を除く)
--	--

減免の可否は、資力や家族構成などの状況に基づいて判定します。

詳細につきましては、保険年金課 保険料係(TEL:0863-32-5528)までお問い合わせください。